

令和5年5月2日付けの改訂内容

令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類感染症に変更された場合、本ガイドラインを廃止しますので、適用期間を令和5年5月7日までとしました。

令和2年5月29日策定  
(一部改訂 令和5年3月14日)  
(一部改訂 令和5年5月2日)  
長崎市文化振興課

## 長崎市遠藤周作文学館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン (適用期間：令和2年5月29日～令和5年5月7日)

本ガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和5年2月10日新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下「対処方針」という。)を踏まえて発行された次のガイドラインに鑑み、長崎市の方針等に基づいて、長崎市遠藤周作文学館における新型コロナウイルス感染拡大予防対策として遵守すべき事項を整理したものである。なお、本ガイドラインは、感染拡大の動向や対処方針の改訂等を踏まえ、必要に応じて適宜改訂を行うものとする。

### 【参考ホームページ】

業種ごとの感染拡大予防ガイドライン(内閣官房HP)

<https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf>

〈博物館〉

「博物館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」

(公益財団法人日本博物館協会)

マスクの着用について(厚生労働省HP)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kansentaisaku\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kansentaisaku_00001.html)

## 1 感染防止のための基本的な考え方

施設管理者は、来館者や施設職員への感染拡大を防止するため、①密閉空間(換気が悪い密閉された空間)、②密集場所(多くの人が密集している)、③密接場面(互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる)という3つの条件、いわゆる「三つの密」のある場では感染拡大のリスクが高いと考えられ、これを避けることなどを徹底する。

## 2 施設内のリスク対策

### (1) 飛沫感染の防止

施設における換気の状態を考慮しつつ、人と人との距離や位置、方向、施設内での対面近距離での長時間の会話等が頻発する場所の状況を把握し、対策を講じる。

### (2) 接触感染の防止

他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場所と接触頻度を減少させる。

例 テーブル、椅子の背もたれ、車いす等の貸出機材、ドアノブ、コピー機、電話、

キーボード、レジ等

(3) 集客施設としての対策

開館にあたって大規模な人数の移動が見込まれるか、施設内での来館者が長時間滞留せず、人と人が触れ合わない程度の距離が確保できるかどうか等について、これまでの施設の来館実績等に鑑み、対策を講じる。

(4) 地域における感染状況の把握

地域の生活圏において、地域での感染状況や医療環境を踏まえた施設管理への影響を把握し、対策を講じる。

3 来館者の安全確保のための具体的対策

(1) 次に該当する者の来館自粛を求める。

ア 平熱と比べて高い発熱がある場合

イ 咳・咽頭痛などの症状がある場合

ウ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合

エ 過去 7 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域への訪問歴及び当該在住者との濃厚接触がある場合等

(2) 咳エチケット、必要に応じたマスク着用、手洗い・手指の消毒を呼びかける。

(3) 車イス等の貸出しについて十分な消毒を行う。

(4) 感染が疑われる者が発生した場合、次の対応を行う。

ア 他の来館者や職員と接触しない場所への隔離

イ 対応する職員の安全確保（マスクや手袋の着用など）

ウ 来館を控えてもらうケースを十分に説明し、来館を控えてもらう。

4 施設職員の安全確保のための具体的対策

(1) 施設管理者は、職員の緊急連絡先や勤務状況を把握する。

(2) 出勤前に自宅等で検温を実施し、発熱がある場合は自宅待機等の対応を行う。さらに、発熱のほか、次の症状に該当する場合も自宅待機とする。

咳、喉の痛み、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害等

(3) 職員は必要に応じてマスクを着用し、こまめな手洗いや手指の消毒を行う。

(4) 職員に感染が疑われる場合には、保健所等の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行う。

5 施設管理

(1) 館内

ア 清掃、消毒、換気を徹底的に実施する。

イ 他者と共有する物品やドアノブ等手が触れる場所を極力少なくする工夫を行う。

ウ 受付、ショップ等においては、取扱者は必要に応じてマスク着用や手指の消毒

等必要な対策を適直行う。

エ 館内では、人と人が触れ合わない程度の距離を確保するなど、人が密集しないよう工夫する。

オ 鼻水、唾液などが付いたゴミはビニール袋に入れて密閉し廃棄する。

カ 清掃やゴミの廃棄を行う者は、マスクや手袋の着用を徹底する。

キ 清掃やゴミの廃棄作業を終えた後は、必ず手洗い・手指消毒を行う。

## (2) 展示室

ア 来館者同士が触れ合わない程度の距離を確保するなど、人が密集しないよう工夫する。

イ 展示ケース等に来館者が直接手を触れないよう注意喚起を行う。

ウ 展示ケース等の消毒を定期的に行う。

## (3) 開架閲覧室、思索空間アンシャンテ

ア 間隔を置いたスペースづくり等の工夫を行う。

イ 常時換気を行う。

ウ テーブル、椅子等の物品の消毒を定期的に行う。

エ 閲覧した書籍等は直接書架に戻さず、返却台へ置くよう注意喚起を行う。

## (4) エントランス、休憩スペース

ア 間隔を置いたスペースづくり等の工夫を行う。

イ 人と人が触れ合わない程度の距離を確保する。

ウ 常時換気を行う。

エ 椅子等の物品の消毒を定期的に行う。

## (5) トイレ

ア 不特定多数が接触する場所（便座、ドアノブなど）は、清拭消毒を行う。

イ トイレの混雑時は、人と人が触れ合わない程度の距離を確保して整列する。

ウ 清掃者は必ずマスクと手袋を着用し、可能であれば換気しながら清掃を行う。

## 6 広報・周知

来館者・職員等に対して次の点について周知する。

ア 人と人が触れ合わない程度の距離の確保

イ 咳エチケット、必要に応じたマスク着用、手洗い・手指の消毒の実施

ウ 感染リスクの高い高齢者等が来館する場合の配慮

エ 健康状態等による来館自粛の徹底

オ 差別防止の徹底

【過去の改訂履歴】

一部改訂 令和2年6月19日

一部改訂 令和5年3月14日

一部改訂 令和5年5月2日